

九州世界農業遺産フェア in KUMAMOTO 出展のご案内

開催概要

- 開催日時／ 令和5年10月1日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分
- 会場／ びふれす広場（熊本市中央区上通町2）
- 主催／ 熊本県 他、九州内の世界農業遺産認定地域

出展ブース仕様

■ブース基本設備

- ・テーブル（1800×600） 1台
- ・テーブル用ビニールクロス 1枚
- ・パイプ椅子 2脚
- ・店舗名サイン 1式

■共有設備

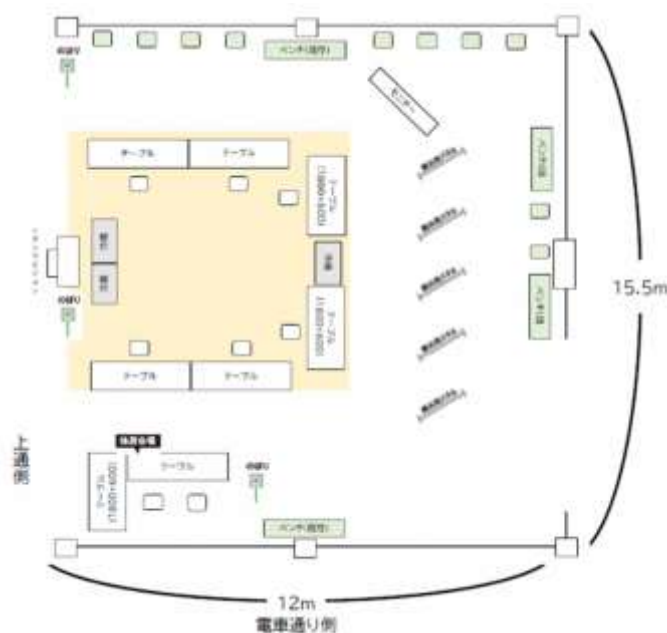
冷蔵庫（1500×900） 1台

■留意事項

- ・上記設備以外の備品等は、出展者様にてご用意をお願いいたします。
- ・火器の使用はできません。
- ・販売品目は、事前に申請が必要です。
- ・その他、出展規定をご確認ください。

※本フェアは、九州州内の世界農業遺産認定地域と合同で実施します。出展者様には、「阿蘇地域ブース」内で販売していただきます。

<ブース展開図（予定）>



出展料

無料

※ブース基本設備、共有設備の使用料や販売手数料のご負担もありません。

会場案内



応募方法

■ 募集数

2 事業者程度

※応募多数の場合は、選考により決定させていただきます。なお、出展者様には、8月下旬頃にオンラインにて事前説明会を実施いたします。

■ 応募方法

右記 QR コードを読み取り、WEB フォームに必要事項をご入力ください。



■ 応募締切

令和5年8月7日(月)午後5時まで

お問い合わせ先

■ フェアについて

熊本日日新聞社 業務推進局地域創成部内 九州世界農業遺産フェア事務局
担当：村上 TEL:096-361-3226 (平日 午前9時30分～午後5時30分)

■ 世界農業遺産について

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課
TEL:096-333-2416 (平日 午前8時30分～午後5時15分)

出展規定

1 搬入・搬出日時（設営・撤去）

(1) 搬入（設営）日時

令和5年10月1日（日） 午前9時～午前10時まで

(2) 搬出（撤去）日時

令和5年10月1日（日） 午後4時～午後5時まで

(3) 留意事項

- ・設営や物品搬入を車両で行う際は、電車通り側からのみ乗り入れが可能です。対面（鶴屋前（水道町側））からの右折侵入はできません。



- ・会場内に一度に駐車ができるのは最大4台までです。混雑を避けるため、事業者様ごとに駐車時間を定めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- ・事前に駐車許可証をお送りいたしますので、搬入・搬出の際は、フロントの見える位置に掲示をお願いいたします。
- ・荷物の搬入・搬出が終わりましたら、直ちに近隣の有料駐車場への移動をお願いいたします。上通アーケード内や南側エスカレーター前、歩道の点字上は歩行の妨げになりますので、絶対に駐車されないようお願いいたします。※駐車場のご用意はございません。近隣の有料駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。
- ・搬出作業は、来場者の状況を確認して判断いたします。来場者の往来が多い場所のため注意して作業を行ってください。
- ・搬入・搬出作業は壁面、床面及び貸出備品等を毀損しないよう十分注意してください。内容によっては弁償していただく可能性もございます。
- ・大型、特殊什器等をお持ち込みの場合には事前にお問い合わせください。

2 駐車場

会場には、駐車場のご用意はございません。

近隣の有料駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。

【参考：最寄りの有料駐車場（一例）】

①びふれす熊日会館有料駐車場

②上通コインパーク

※会場まで車で2分

③パースト24 上通コインパーキング ※会場まで車で3分

3 電気

・電気を使用する場合は事前にご連絡ください。

（使用可能電源口数：10口（冷蔵庫用含む）、ボルト数：100V）

4 ゴミ処理

・廃棄物は全て各自でお持ち帰りください。出来る限りゴミが出ないようにご協力をお願いいたします。

5 諸届け

・試飲、試食をご希望の場合は、事前にご相談ください。

※会場内は、原則飲食不可ですが、保健所の許可及び会場側の事前許可が得られる場合に限り、試飲、試食を実施することができます。

・飲食物販売上の所轄「保健所」、「税務署」（酒類）等、ご出展の内容による関係官庁への届出（許可申請手続き）は、熊本県むらづくり課（イベント開催事務局）でまとめて行います。

出展が決まりましたら、必要書類をお送りいたしますのでご記入をお願いいたします。

6 商材について

・下記ア、イの何れかの項目を満たす商品であること。

ア 阿蘇地域世界農業遺産認定地域（阿蘇市、小国町、南小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村）内で生産された農林水産物、又はそれらを利用した加工品であること。

イ 阿蘇地域世界農業遺産認定地域内ではないが、阿蘇の野草を活用して生産した農林水産物であること。

・会場のテナント（鶴屋New-S館）と競合する商品(※)は販売できません。

(※) 販売できない商品の例：洋服、バッグ、アクセサリー、コーヒー 等

7 売上管理について

・フェア終了後、『売上日報』をご提出いただきます。

・売上金、釣銭等の管理は、出展者様で管理徹底をお願いします。

・両替機及びキャッシュレス決済システムの手配は行いません。釣銭は、出展者様で準備をお願いいたします。

8 当日の運営について

- ・複数の事業者様にご参加いただく場合は、1ブース内を共同で使用していただきます。
- ・出展者様は、常時スタッフの配置をお願いいたします。
- ・事業者様から来場者へ、世界農業遺産認定地域の魅力について紹介をお願いいたします。

9 免責

- ・設営完了から撤去までの期間、出展物の盗難又は破損等につきましては、熊本県及びイベント開催事務局は、その責任を負いません。

10 その他の注意事項

- ・天災地変、悪天候、新型コロナウイルスの流行等の不可抗力ほか主催者の責めに帰し得ない原因により、会期を変更または開催を中止・中断することがございます。
- ・上記の場合、これによって生じた出展物・その他の物の損害等について熊本県及びイベント開催事務局は、責任を負いません。

11 出展に伴う旅費について

- ・出展者（事業者）の交通費は、熊本県が負担します（ただし、1出展者（事業者）当たり、上限額5,000円）。
- ・交通費の精算に当たっては、領収書等をご提出いただく必要がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

12 出展者の選定について

- ・予定数を超えるご応募がある場合は、選考により決定いたしますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。